

平成21年6月1日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2006～2008

課題番号：18720171

研究課題名（和文） 摂関家領荘園にみる武家領の存在形態

研究課題名（英文）

The way of existence of warrior property in the regent families' estates

研究代表者

金井 静香 (KANAI SHIZUKA)

鹿児島大学・法文学部・准教授

研究者番号：30295232

研究成果の概要：本研究においては、摂関家領、特に近衛家領荘園の史料を収集し、その史料に基づいて、鎌倉後期から南北朝期にかけての時期における荘園領主の変容を跡づけるとともに、摂関家領荘園のなかに存在した武家領のあり方の変化について考察した。摂関家が本所として所有する荘園には、地頭や、武力を有する荘官が存在した。そうした摂関家領における荘園領主・武士の併存状況の実態とその変化に関する見通しを得た。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2004年度			
2005年度			
2006年度	800,000	0	800,000
2007年度	700,000	0	700,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
総計	2,100,000	180,000	2,280,000

研究分野：日本中世史

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：摂関家、荘園、武家領、公家領、本所

1. 研究開始当初の背景

本研究開始前の学界においては、「寺社本所一円領・武家領体制」（荘園公領制から変化してできた中世後期の土地制度を指す言葉として、工藤敬一氏が1975年発表の論文で用いたもの）を再評価する動きが見られるようになっていた。

荘園制の変化に関しては、鎌倉後期の治天の君による徳政の影響を指摘する市沢哲氏や西谷正浩氏の研究が示されている一方、鎌倉幕府およびその御家人が存在することに伴う影響を重視する高橋典幸氏や高橋一樹氏の研究も発表されていた。このうち、市沢

氏と西谷氏の見解は、荘園制の変化と治天の君の政務がどのように関係しているのかという具体的な点については互いに相違する部分もあり、それは高橋典幸氏と高橋一樹氏の相互関係にもあてはまっていた。

荘園制の変化を治天の君の政務との関係で理解しようとする研究と、幕府を軸に論じようとする研究とは、それぞれ異なる問題関心から成されたものであったが、共通する部分もあった。例えば、荘園領主の変化とその背景にある荘園制の再編が「職の体系」の枠組みのなかで理解されていた点である。西谷氏の研究に依拠すれば、治天の君の裁許によ

って本家・領家のいずれかが一円領の領主として選ばれる、という理解になる。つまり、西谷氏の研究においては、「職の体系」内における荘園領主同士の関係の変化によって、「職の一円化」が説明されているのである。また高橋一樹氏は、鎌倉後期に〈本家職—領家職〉という関係が成立したのであり、その本家職とは鎌倉幕府との関係から格段に権限を強化した下位者に対する所当徴収権というべきものであった、との見解を示している。

以上のような研究状況をふまえ、研究代表者は、荘園制研究のさらなる進展のためには、荘園領主と治天の君、武士と鎌倉幕府という、各々の関係を荘園制のなかに位置づけていくだけでなく、荘園領主と武士の関係がどのように変化していくかについて考察することも有効であると考えた。

2. 研究の目的

1. で述べたような研究開始当初の状況や動機を背景に、本研究では、日本の中世において武家領（この語は、本研究においては、武士の所領全般を指して用いる）がどのように存在していたのかを、撰関家領荘園において権利を有していた武士の事例を収集することによって明らかにしようとした。5つの撰関家のなかでも特に近衛家に注目したが、その理由としては、近衛家は所有している荘園数が特に多い撰関家であったということが挙げられる。具体的な目的は次のように設定した。

- (1) 近衛家領荘園に関する先行研究を収集し、その成果を明らかにする。
- (2) 近衛家領に直接・間接に関係する史料群のなかから、近衛家領荘園における地頭職や下司職など、武家が有していた領有権に関する史料を抽出する。
- (3) (1)・(2)で得られた史料によって、荘園における武士の存在形態についての知見を得るとともに、新たな視点による公家領研究を提示する。

3. 研究の方法

研究方法の具体的内容は、次の(1)～(4)のように分類することができる。

- (1) 近衛家領荘園に関する先行研究の収集
近衛家領荘園群およびそのなかに含まれる個別の荘園に関する先行研究を集積する。これは、先行研究の成果を知るためだけではなく、近衛家領研究の史料を収集するうえでも重要である。
- (2) 近衛家領荘園に関する史料の収集
本研究では、近衛家に伝わった史料群のなかの所領関係史料を改めて確認する。それと同時に、近衛家以外の場所で保存されてきた史料も、できるだけ多く集める。具体的な収

集方法は次のとおりである。

① 近衛家において所蔵されてきた史料の収集

近衛家に伝わった所領関係史料は、その翻刻が掲載されている本や論文を集める。

② 近衛家以外の場所に所蔵されてきた史料の収集

近衛家領の一つである島津荘に関する研究が、島津家という武家の史料によってなされてきたように、個々の荘園についての研究は、そこに利権を有していた武士の家の文書によってなされることがあった。そこで本研究では、近衛家領として名前が知られている荘園一つ一つについて個別研究の有無を調べ、それを参考にしながら武士の領有権に関する史料を収集する。こうした史料収集は、翻刻が掲載されている本や論文を集め、また史料を所蔵する機関に出張するなどして行う。なお、近衛家や同家領と関わりがあった寺社などに近衛家領に関係する文書が残っている可能性もあるので、抽出するのは武士の領有権であっても、調べる文書は武家文書に限定されない。

以上の①・②の史料の実際の入手についてであるが、翻刻されている史料の収集は、それが収録されている史料刊本などの購入あるいは複写によって行う。未翻刻の史料は、史料所蔵機関への出張によって内容を確認し、重要な史料については写真などの形で入手する。

(3) 先行研究および史料の読解、整理

(1)・(2)によって集まった論文および史料を読み、データベース作成用ソフトウェアを利用して整理する。

(4) 考察

(3)の過程で重要と思われた史料や事例をもとに、撰関家領における武家領の存在形態について考察する。

なお、実際の考察の過程で、近衛家と類似の立場にあった荘園領主の史料も参照する必要が生じたため、他の撰関家領や王家領の史料も適宜追加収集し、近衛家領関係史料とともに考察のための材料とした。

4. 研究成果

3. に示したような研究方法によって得られた本研究の成果を、以下にまとめる。

(1) 鎌倉後期における撰関家領と武家領

① 本家と本所

中世初頭、撰関家は近衛家と九条家に分かれ、文治2年(1186)の文治争論によって、この両撰関家の家領区分は確定された。その結果、十分な量の家領を確保できなかった九条家は、領家職をも集積しなければならなかった。それに対して、近衛家は100ヶ所以上の所領を引き続き所有することができ、しかもその領有は本家としてのそれであった。立

荘時においては、本家は職の補任・改替をおこなえる究極の存在であり、王家・撰閥家しか本家たりえなかった。以上のような撰閥家領荘園群成立・伝領の事情や立荘論は、川端新氏の研究により、本研究開始以前にすでに明らかになっていた。

しかし、鎌倉後期において本家職は、寺院でも持つことができる領有権になっており、本家職を有する者が預所や領家に対して、立荘時のような圧倒的存在であるとは限らなくなっていた。そうしたなか、鎌倉後期の領家や領主（この場合、荘園を知行する諸大夫層の者を指すと見られる語）は、本所（荘園の本来の所有者）を自らの権限の保障者として求め、本所を頂点とする荘園の重層的体系が現れた。撰閥家も、当該期の史料に「本所」として現れる存在である。

② 本所と治天の君

鎌倉後期における治天の君は、徳政を実現するため、訴訟制度を整備し、また訴訟人以外の人物が「縁」に基づき訴訟に介入してくることを規制するようになっていた。しかし、治天の君の政務の遂行が本所との対立を引き起こす場合、交渉による調整が必要となった。そのことは、九条家領撰津国生島荘をめぐる訴訟の経過（同荘を九条家によって収公された預所の子孫が後深草上皇に提訴し、後深草上皇は九条家に対し26通もの院宣を発給して説明や善処を要求した）などからもうかがえる（正応4年7月日覚照重申状案など、九条家文書）。当該期、治天の君の政務は、多くの本所の存在を前提として行われており、公家社会においては、本所を介して治天の君の権限が及ぶ構造になっていたと考えられる。

③ 本所と地頭

近衛家領荘園のなかにも、鎌倉幕府により地頭が配置された場所は、複数確認できる。そのうちのひとつである美濃国仲（中）村荘では、地頭である大友氏が同荘雑掌から年貢抑留等の不法によって訴えられ、関東下知状によって裁許されている（文保2年12月12日関東下知状など、大友文書）。このように、たとえ撰閥家領荘園であっても、鎌倉後期に見られる地頭・荘園領主間の典型的な対立パターンと無縁で存在し得たわけではない。

地頭の補任・改替権は近衛家にはなく、その非法を幕府に訴えても地頭を排除することは容易ではない。しかし逆に鎌倉幕府も、本所領にいる地頭に関する訴訟において、本所の存在を否定する裁許を行い得るわけではなかった。そのことは、例えば前述の仲村荘をめぐる幕府の裁許において、荘園領主の利益が無視されてはいないことにもあらわれている。また、幕府が本所に接触しつつ地頭の訴訟に対処している例として、ともに近衛家を本所とする尾張国堀尾荘と同国長岡

荘の境相論を挙げることができる。堀尾荘地頭と長岡荘雑掌・地頭が対立しているこの相論に関しては、本所と幕府両方から文書が発給されており、また敗訴した堀尾荘地頭からの再度の提訴については、六波羅から本所に連絡がなされている（元亨2年5月日尾張国長岡荘雑掌定兼初度陳状案など、宮内庁書陵部所蔵「参軍要略抄 下」紙背文書）。本所の存在を認め、それと交渉しつつ本所領に介入しなければならないという点では、幕府と治天の君の立場は共通している。

また視点を在地の側に移すと、荘官らが地頭と本所を共に重要な存在とみなした事例が、近衛家領島津荘（薩摩・大隅・日向国）において確認できる。同荘の地頭として知られる島津氏は、撰閥家の下家司を勤めていた惟宗氏の出身である。初代島津忠久は領家から下司に任じられるとともに、鎌倉幕府御家人となって島津荘地頭に任命され、薩摩・大隅・日向の守護にも補任された。鎌倉後期、その島津荘内の薩摩方伊作荘・日置北郷では、領家（興福寺一乗院）と地頭（島津氏の分家の一つである伊作家）の相論の結果、下地中分が行われている（元亨4年8月21日島津荘内薩摩方伊作荘・同日置北郷領家・地頭和与状など、島津家文書）。その一方、勤めた前例のない大隅正八幡宮造營役が賦課され官使等が島津荘に乱入してきた際、荘官等は本所と地頭に対して「御計」を求めている（年月日欠島津荘々官等申状写、旧記雑録）。本所は朝廷への、地頭は幕府に対しての、それぞれ訴訟ルートの役割を荘官たちから期待されたと考えられる。

以上のような実態から、鎌倉後期において下地中分に至らなかった本所領は、内部の地頭領と併存し続けており、その状態は、本所と交渉しつつ地頭を管理する幕府側と、相論等において朝廷・幕府両方につながる「縁」を必要とする在地側、そして本所自身の間で、保持されていたと考えられる。

④ 本所と荘官

今回収集し得た近衛家領荘園の荘官の事例（下司・公文・惣追捕使等）のなかには、御家人化した者と、在地の境相論等において武力を行使している非御家人の両方が確認できる。後者のなかには、非御家人であるが御家人化することを希望している者も含まれ、その例として御家人役を勤めることを希望していた近衛家領丹波国宮田荘の下司・公文を挙げることができる（正和5年10月日丹波国宮田荘雑掌良有重申状案、近衛家文書）。但し、この宮田荘の下司・公文の事例を紹介した櫻井彦氏の研究においても触れられていたように、下司・荘官が名を御家人にかりて荘園領主の下知を対捍することは、「御成敗式目」第3条において幕府が禁じていることであった。

鎌倉後期の近衛家領においては、近衛家が直接荘官を補任している例は管見に入らず、実際に残っている補任状からは、荘官は領家などの荘園知行者によって任じられていたと考えられる。しかし、例えば山城国革嶋荘の下司職に革嶋亀鶴丸を補任する「領家」の袖判下文は、前日付の「本家御教書」を受けかたちで出されており（正和元年11月14日下野民部大夫頼職袖判下文案など、革嶋家文書）、当該期において領家・領主の上には、究極の補任権者として本所が存在するといえる。

鎌倉後期において本所が荘官の最終的な補任権を把握していることは、荘官が御家人となっている摂関家領荘園における本所と荘官、幕府の関係からも示すことができる。元応2年（1320）、近衛家領近江国柿御園の惣追捕使の道西法師が、興福寺大供料所近江国鯉江荘との相論が原因で、刈田・神人殺害以下の狼藉を犯すという事件が発生した。興福寺からの訴えにより、治天の君である後宇多上皇は、柿御園本所である近衛家平に対し、道西の所職没収と身柄の檢非違使庁への引き渡しを求めた。家平は、道西の所職については後宇多からの申し入れに応じて停廃し、また道西を領内から追却した。その一方で家平は、道西の身柄については、彼が武家被官であるため本所進止にあらずとしている（年欠2月18日近衛家平請文案、春日大社文書）。その後、御家人と号する道西を安芸国に配流することが、六波羅から興福寺に伝えられた（年欠8月25日権専当慶円書状、春日大社文書）。荘官が御家人である場合も、荘園所職の補任権は本所側にあるため、その荘官の処分は本所と幕府の双方によってなされることが分かる。

先行研究において、鎌倉後期は、職の一円化、幕府軍制の展開にともなう御家人領と本所一円地の区分など、本所領から領家や御家人領が分離していく時期として位置づけられてきた。荘園領主によって年貢抑留などの地頭の非法が幕府に訴えられ、それが要因となって下地中分に至ることを考えると、収取面において武家領に侵略されるという傾向は、近衛家領であっても避けがたく存在していたといえる。しかし、武力紛争解決を含めた荘園の秩序維持という面からみた場合、本所の存在は、最終的な補任権者として、また裁許者たる治天の君や幕府との交渉相手として、荘園の領有体系のなかに位置づけられていた。そして、本所領における御家人領は、基本的には本所と幕府双方の支配下に存在していたと考えられる。

(2) 建武期以降における摂関家領と武家領

鎌倉幕府滅亡後、後醍醐天皇は、一宮の本所号を停止したが、基本的には荘園の本所を保護し、その権能を認めた。北朝においても、

本所は、治天の君の政務遂行のうえで無視できない存在として存続している。こうしたなか、本所と知行者間で互いの関係が確認、再構築されていったと考えられる。

室町幕府追加法（建武5年閏7月29日付）の事書には「寺社并本所及武家輩所領等事、々書一通遣之」と見え、室町幕府が荘園領主を寺社、本所、武家の3つに大別していることが分かる。その一方で、内乱における地頭職・荘官職所有者の変動や半済の実施などを経て、摂関家領荘園のなかにも本所の存在が見えなくなった場所が目立つようになる。こうした荘園のなかには、事実上守護の支配下に入ったものも少なくないと考えられる。

そうしたなかで注目されるのは、南北朝期において、一乗院が島津荘日向方飢肥北郷の弁済使代官職・収納使職に長谷場鶴丸を補任し（康永3年10月3日一乗院政所下文など、長谷場文書）、また長谷場久純を含む9名が、拝領した一乗院領の「興行」を誓っていることである（貞和2年10月5日長谷場久純外八名連署契状、長谷場文書）。このことは、島津荘のように京都から離れた摂関家領荘園においても、南北朝期において荘園領主を軸とした秩序再建が図られていたことを意味する。しかし、室町期の長谷場氏の文書には近衛家・一乗院ともに登場しなくなり、また長谷場氏は島津氏の被官化する（長谷場系図并略譜、長谷場文書）。

室町期にも本所の支配が継続した近衛家領荘園のうち、山城国革嶋南荘では、軍忠により同荘の下司職だけではなく地頭職も有するようになった革嶋氏が、本所への年貢納入を行っている（正長元年7月日革嶋貞安申状案、革嶋家文書）。荘園の荘官職などを有する在地の武士に年貢運上を請け負わせることは、中世後期において収取体系を維持するために本所がとり得る手段の一つであった。納入を請け負う荘官の職として、当該期の史料上では、従来の下司職のほか、代官職も見られるようになる。また、九条家は、能登国守護島山氏の被官であり同国守護代も勤めた遊佐氏に、同国若山荘の年貢納入を請け負わせていた（文安5年6月16日九条満家御判御教書案など、宮内庁書陵部所蔵「九条満家公引付」）。

以上から、建武期以降の摂関家領における武家領については、次のようにまとめることができる。摂関家領荘園においても、南北朝内乱により動揺した在地秩序の回復が図られた。その結果、摂関家領は、本所の存在がほぼ見えなくなった荘園と、本所領として存続することになった荘園とに分かれた。鎌倉後期には治天の君、幕府との連携によって在地の秩序維持を担っていた本所であったが、内乱のなかでその役割を守護等に譲る荘園

が現れ、そうした荘園においては在地と本所との関係が薄らいだと考えられる。一方、摂関家の下での収取体系が維持された荘園では、守護被官を含む武士が本所への年貢納入を請け負う立場に位置づけられる。中世後期においても、本所領はその内部に武家領を含んで存続していたのである。

以上、鎌倉後期から室町期にかけての摂関家領と、そこにみられる武家領に関する、本研究の成果について説明した。

なお、本研究の成果をふまえると、本所という存在について根本的な検討を行うことが、今後の重要な研究課題になると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 金井静香、「第一部 中世裁判の研究史はじめに」、大山喬平編『中世裁許状の研究』(塙書房)、29-30頁、2008年、査読無
- ② 金井静香、「鎌倉時代の公家裁判」、大山喬平編『中世裁許状の研究』(塙書房)、45-55頁、2008年、査読無
- ③ 金井静香、「公家政権の裁許と『縁』」、大山喬平編『中世裁許状の研究』(塙書房)、265-314頁、2008年、査読無
- ④ 金井静香、「鎌倉後期～南北朝期における荘園領主の変容－本所と中世国家－」、『日本史研究』、535号、32-58頁、2007年、査読有
- ⑤ 金井静香、「2006年度日本史研究会大会に向けて 共同研究報告 中世史部会 鎌倉後期～南北朝期における荘園領主の変容」、『日本史研究』、529号、4-6頁、2006年、査読不明

[学会発表] (計6件)

- ① 金井静香、「近衛家から見た島津氏」、平成20年度鹿児島大学附属図書館貴重書公開記念講演、2008年11月30日、垂水市市民館
- ② 金井静香、「鎌倉後期～南北朝期における荘園領主の変容－本所と中世国家－」、日本史研究会大会、2006年10月29日、京都大学
- ③ 金井静香、「鎌倉後期～南北朝期における荘園領主の変容－本所と中世国家－」、日本史研究会中世史部会、2006年9月23日、日本史研究会事務所
- ④ 金井静香、「鎌倉後期～南北朝期における荘園領主の変容」、裁許状研究会、2006年9月3日、レジーナ京都
- ⑤ 金井静香、「鎌倉後期から南北朝期におけ

る荘園領主の変容」、日本史研究会中世史部会、2006年7月29日、日本史研究会事務所

- ⑥ 金井静香、「中世荘園における職と武家領」、日本史研究会中世史部会、2006年5月6日、日本史研究会事務所

[その他]

- ① 平成20年度(第10回)鹿児島大学附属図書館貴重書公開「薩摩の女性文化」展示史料「婚礼法式」「産所法式」「薩陽武鑑」の図録解題執筆

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金井 静香 (KANAI SHIZUKA)
鹿児島大学・法文学部・准教授
研究者番号：30295232

(2) 研究分担者

なし。

(3) 連携研究者

なし。